

第6回当別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年10月27日(金)午後4時00分から午後4時10分

2 開催場所 当別町役場第2庁舎 2階会議室

3 出席委員(15人)

会長 16番 秋吉稔之

会長職務代理者 1番 青山眞士

2番 古熊健一

3番 高橋毅典

4番 佐々木彦治

5番 目黒一雄

6番 泉和浩

7番 佐々木章史

8番 狩野菊恵

9番 高野秀則

11番 石田秀人

12番 岸本辰彦

13番 山田裕一

14番 佐々木靖

15番 湯浅浩道

4 欠席委員(1人)

10番 滝本弘

5 農業委員会事務局職員

事務局長 野村雅史

事務局次長 浦島卓

事務局農地係長 作山温史

事務局総務係主査 春田秀彦

事務局農地係主任 瀬能実紀

6 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

日程第4 報告第2号 農地法第4条の規定による農地転用事業完了報告について

日程第5 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第7 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

日程第8 議案第3号 買入協議の要請について

日程第9 議案第4号 土地の現況証明願いについて

7 会議の概要

議長	只今の出席委員15名、定足数に達していますので、第6回当別町農業委員会総会を開会します。議事日程ですが、お手元に配布しています日程表により、議事に入ります。
議長	日程第1、議事録署名委員の指名について、当別町農業委員会会議規則第12条の規定に基づき、議長から指名させていただくことで、ご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしの声がありましたので、12番 岸本委員 13番 山田委員を指名します。
議長	日程第2、会期の決定について、本総会の会期を、本日1日間とすることで、ご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定しました。
議長	日程第3、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	報告第1号「農地法第3条の3の規定による通知について」ご説明します。 今回、通知がありました、6件は、相続による所有権移転があり、農地法第3条の3の規定に基づく届出があったものです。以上です。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、報告第1号は承認することに決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、報告第1号は承認することに決定しました。
議長	日程第4、報告第2号「農地法第4条の規定による農地転用事業完了報

<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>告について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。</p> <p>「農地法第4条の規定による農地転用事業完了報告について」ご説明します。 番号1番について、農地転用により農家住宅を建築したもので、令和5年5月26日に許可、9月15日に完了しましたので、10月18日に事務局で現地確認を行っております。現況写真につきましては、議案資料をご高覧ください。以上です。</p> <p>説明が終わりましたので、質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり)</p> <p>質疑なしと認め、報告第2号は承認することに決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認め、報告第2号は承認することに決定しました。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>日程第5、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。</p> <p>報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明します。 通知がありました4件は、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされており、賃貸借を解約した旨の通知があったものです。以上です。</p> <p>説明が終わりましたので、質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり)</p> <p>質疑なしと認め、報告第3号は承認することに決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認め、報告第3号は承認することに決定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>日程第6、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。</p> <p>今回申請がありました1件は、新たに法人を設立し、自身が代表を務める法人と自己所有農地との間で賃貸借の設定をし、法人として営農を開始するものであります。</p> <p>この1件について、議案資料議案第1号関係の「農地法第3条の調査書」のとおり、不許可の基準である農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えます。</p> <p>図面につきましては、議案資料をご高覧ください。以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので質疑を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（「質疑なし」の声あり）</p>
事務局	<p>質疑なしと認め、議案第1号について、原案のとおり許可することに決定してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第1号について、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第7、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」ご説明します。</p> <p>旧農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者から当別町に対し農用地利用集積計画作成の申出があり、町が作成した案について、当委員会の決定を求められているものです。</p> <p>今回の計画案は、所有権の移転をするものが3件、賃貸借の設定をするものが、7件です。</p> <p>これら10件について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件及びその内容に定められた要件を全て満たすものと考えます。</p> <p>計画地の図面につきましては、議案資料の議案第2号関係をご高覧ください。以上です。</p>
議長	<p>休憩します。</p> <p style="text-align: center;">休憩</p>
議長	<p>再開します。</p>

	<p>説明が終わりましたので質疑を求めますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限があります。 番号1番から番号9番までの質疑を求めます、</p> <p style="text-align: center;">(「質疑なし」の声あり)</p> <p>議長 質疑なしと認め、番号1番から番号9番までは、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p> <p>議長 異議なしと認め、番号1番から番号9番までは、原案のとおり決定しました。 休憩します。</p> <p style="text-align: center;">休憩 (泉委員退席)</p> <p>議長 再開します。番号10番の質疑を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(「質疑なし」の声あり)</p> <p>議長 質疑なしと認め、番号10番は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p> <p>議長 異議なしと認め、番号10番は、原案のとおり決定しました 休憩します。</p> <p style="text-align: center;">休憩 (泉委員復席)</p> <p>議長 再開します。</p>
議長	<p>日程第8、議案第3号「買入協議の要請について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号「買入協議の要請について」ご説明します。 今回、斡旋の申出がありました、4件について、旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項に規定する所有権移転のため斡旋を受けたい旨の申出により利用調整した結果、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が必要であるとの判断から、当別町に対し北海道農業公社への買入協議を行うよう要請してよろしいか、その可否について決定を求めるものです。 要請地の位置図、土地の表示につきましては、議案資料の議案第3号関</p>

係をご高覧ください。

議長

説明が終わりましたので、質疑を求めますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限があります。

番号1番から番号3番までの質疑を求めます、

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、番号1番から番号3番までは、原案のとおり要請することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、番号1番から番号3番までは、原案のとおり要請することに決定しました。

休憩します。

休憩（泉委員退席）

議長

再開します。番号4番の質疑を求めます。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、番号4番は、原案のとおり要請することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、番号4番は、原案のとおり要請することに決定しました

た
休憩します。

休憩（泉委員復席）

議長

再開します。

議長

日程第9、議案第4号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号「土地の現況証明願いについて」説明します。

番号1番は、願出人、土地所有者は、〇〇様、番号2番は願出人、〇〇様、土地所有者〇〇様、現地確認は、高野委員、古熊委員、目黒委員と事務局で実施しております。番号3番は、願出人は〇〇様、土地所有者は〇〇様、〇〇様です。現地確認は、佐々木靖委員、青山委員、泉委員と事務

局で実施しております。番号4番は、願出人、土地所有者は、〇〇様、番号5番は、願出人、土地所有者は、〇〇様、番号6番は、願出人、土地所有者は、〇〇様、現地確認は、秋吉委員、佐々木彦治委員、山田委員と事務局で実施しております。

土地の現況につきまして、番号1、2、3、5、6番は、長年耕作されておらず、再生利用が困難な状況となっており、農地・採草放牧地以外と判定しております。

番号4番につきましては、農地として利用可能ということで、農地・採草放牧地と判定しております。

願出地の位置図及び現況写真につきましては、議案資料の議案第4号関係をご高覧ください。以上です。

説明が終わりましたので質疑を求めます。

議長

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認め、議案第4号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

議長

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、議案第4号について、原案のとおり決定しました。

議長

議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これもちまして、第6回当別町農業委員会総会を閉会します。